

さいたま市契約公報

第3号

令和3年2月15日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目 次

特定調達契約の落札者等の公示

| | |
|---|---|
| ・プロジェクトの購入 | 4 |
| ・さいたま市役所本庁舎で使用するガス | 4 |
| ・さいたま市立武蔵浦和保育園外55園で使用する電気 | 4 |
| ・さいたま市期日前・不在者投票及び当日投票受付システム 運用支援業務（市長） | 4 |

一般競争入札の告示（22件）

| | |
|--|----|
| ○同報系防災行政無線設備保守点検業務 | 4 |
| ○カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ (imagiOMPトナーキットシアンC1803、 imagiOMPトナーキットマゼンタC1803、 imagiOMPトナーキットイエローC1803) (単価契約) | 7 |
| カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ (imagiOMPトナーキットブラックC1803) (単価契約) | 7 |
| ○児童生徒用机 (単価契約) | 11 |
| 児童生徒用椅子 (単価契約) | 11 |
| ○コピー用紙 (A3) (単価契約) | 14 |
| ○Takara SARS-CoV-2 ダイレクトPCR検出キット (単価契約) | 17 |
| ○活性炭 (単価契約) | 20 |
| アンモニア水 (単価契約) | 20 |
| 重金属固定化剤 (単価契約) | 20 |
| 苛性ソーダ (単価契約) | 20 |
| ○さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務 | 25 |
| ○さいたま市生活保護等就労支援業務 | 27 |
| ○さいたま市立病院電子内視鏡等保守業務 | 30 |
| さいたま市立病院マルチディテクターCT装置 (SOMATOM Definition Flash) 保守業務 | 30 |
| さいたま市立病院陽圧式人工呼吸器保守業務 | 30 |
| さいたま市立病院血管造影装置保守業務 | 30 |
| さいたま市立病院MRI (MRT-2004/N4) 保守業務 | 30 |
| さいたま市立病院多目的デジタルX線TVシステム保守業務 | 30 |
| さいたま市立病院補助循環装置 (IABP) 保守業務 | 30 |

| | |
|---|-----|
| さいたま市立病院全身麻酔器 (C a r e s t a t i o n 6 5 0 外) | |
| 保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院小児用人工呼吸器 (ベビーログ) 保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院多項目モニタ保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院全自動血糖H b A 1 c 測定装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院全自動血液凝固測定装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院採血管準備システム保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院手術用患者監視装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院三次元放射線治療計画装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院心臓カテーテル検査装置 (ポリグラフ) 保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院除細動器外保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院患者監視モニタリングシステム保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院ベッドサイドモニタ等保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院搬送用人工呼吸器等保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院核医学診断装置 (S P E C T - C T) 等保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院超音波診断装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院保育器等保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院造影剤注入装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院新生児用人工呼吸器 (ベビーログ) 保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院全身麻酔器 (K M A - 1 3 0 0 外) 保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院血液ガス分析装置等保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院手術支援ロボット対応手術台保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院結石破碎装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院人工呼吸器 (サーボベンチレータ) 保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院人工心肺装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院小児用人工呼吸器 (インファントフロー) 外保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院眼科手術装置保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院長尺撮影装置等保守業務 | 3 0 |
| さいたま市立病院一般撮影装置外保守業務 | 3 0 |
| ○さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院血液ガス電解質分析装置賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院睡眠時無呼吸検査装置賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院陽圧式人工呼吸器賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院局所陰圧閉鎖処理装置賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院手術機器賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院産着類賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院人工呼吸器 (N K V - 3 3 0) 賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院在宅酸素療法酸素供給装置 (新規患者分) 賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院在宅從圧式陽圧人工呼吸器 (新規患者分) 賃貸借 | 3 6 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| さいたま市立病院在宅超音波骨折治療器（アクセラス）賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院在宅パッチ式インスリンポンプ賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院在宅人工呼吸器スマートベンチレーター賃貸借 | 3 6 |
| さいたま市立病院電子複写機賃貸借 | 3 6 |
| ○さいたま市立病院循環器画像・動画システム保守業務 | 4 1 |
| ○さいたま市4区役所保健センターファクシミリ賃貸借 | 4 3 |
| ○さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務 | 4 6 |
| ○さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務 | 5 0 |
| ○さいたま市桜環境センターアルミプレス売却 | 5 3 |
| さいたま市東部環境センターアルミプレス売却 | 5 3 |
| さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却 | 5 3 |
| さいたま市桜環境センタースチールプレス売却 | 5 3 |
| さいたま市東部環境センタースチールプレス売却 | 5 3 |
| さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却 | 5 3 |
| ○さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務 | 5 7 |
| ○さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務 | 6 1 |
| ○さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務 | 6 5 |
| ○さいたま市議会公用車運転業務 | 6 8 |
| ○さいたま市市議会だより配布業務 | 7 2 |
| ○さいたま市政活動費の使途に関する調査業務 | 7 5 |
| ○さいたま市立浦和南高等学校A L教室システム賃貸借 | 7 8 |

[水道局]

特定調達契約の落札者等の公示

| | |
|-----------------|-----|
| ・水道メーターの購入（その8） | 8 1 |
| 水道メーターの購入（その9） | 8 1 |
| 水道メーターの購入（その10） | 8 1 |
| 水道メーターの購入（その11） | 8 1 |
| 水道メーターの購入（その12） | 8 1 |

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第31号

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年2月15日

さいたま市長 清水勇人

「掲載事項」

- ①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住

所（法人の場合はその名称及び所在地）⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①31-1 ②プロジェクト 351台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年12月16日 ⑤株式会社雄飛堂 代表取締役 中田弘明 さいたま市大宮区東町1-54 ⑥43,050,150円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年11月2日さいたま市公告（調達）第84号

①31-2 ②さいたま市役所本庁舎で使用するガス 439,158m³ ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年12月16日 ⑤ENEOS株式会社リソーシズ&パワーカンパニー電気ガス販売部 リソーシズ&パワーカンパニー電気ガス販売部長 魚能治 東京都千代田区大手町1-1-2 ⑥34,788,204円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年11月2日さいたま市公告（調達）第85号

①31-3 ②さいたま市立武蔵浦和保育園外55園で使用する電気 2,854,075キロワット時 ③さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年12月11日 ⑤株式会社エネット 代表取締役 川越祐司 東京都港区芝公園2-6-3 ⑥67,063,515円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年10月15日さいたま市公告（調達）第81号

①31-4 ②さいたま市期日前・不在者投票及び当日投票受付システム運用支援業務（市長）一式 ③さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和3年1月22日 ⑤日本電気株式会社関東甲信越支社 支社長 高見公三 さいたま市大宮区桜木町1-10-17 シーノ大宮サウスウイング8階 ⑥36,080,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第273号

同報系防災行政無線設備保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

同報系防災行政無線設備保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町1-893外

(3) 業務概要

同報系防災行政無線設備の正常な機能の維持を図るため精密点検及び通常点検を実施するとともに、故障等異常が発生した場合の迅速な対応、処置を行う。

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「通信設備保守点検」で登載され、引き続き同業務で、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去2年間で、国又は地方公共団体の同報系防災行政無線設備に係る保守点検業務契約を締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

担当 防災対策係 電話 048(829)1127

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和3年3月1日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月3日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 業務委託仕様書の貸出

業務委託仕様書貸出申請書に必要事項を記載し、貸出場所に提出すること。

(1) 貸出場所

3 (1)に同じ

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号) 第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電話 048(829)1125 FAX 048(829)1936

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（imagi oMPトナーキットシアンC1803、imagi oMPトナーキットマゼンタC1803、imagi oMPトナーキットイエローC1803）（単価契約）外1件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（imagi oMPトナーキットシアンC1803、imagi oMPトナーキットマゼンタC1803、imagi oMPトナーキットイエローC1803）（単価契約）

イ カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（imagi oMPトナーキットブラックC1803）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所

(3) 予定数量

ア 1(1)アの物品 3,100本

イ 1(1)イの物品 600本

(4) 特質等

入札説明書による。

(5) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」で登載され、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

- (2) 交付期間

告示の日から令和3年2月24日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間

3(2)と同じ

- (3) 受付場所

3(1)と同じ

- (4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

3(1)と同じ

- (2) 交付日時

令和3年3月4日（木）及び令和3年3月5日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年3月15日（月）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和3年3月17日（水）午後2時05分

(イ) 1(1)イの物品 令和3年3月17日（水）午後2時10分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市郵便入札執行要領第8条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部

電話 048（829）1104 FAX 048（829）1969

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第263号

児童生徒用机（単価契約）外1件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 児童生徒用机（単価契約）

イ 児童生徒用椅子（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びさいたま市立各小・中・特別支援学校

(3) 予定数量

ア 1(1)アの物品 2, 100台

イ 1(1)イの物品 2, 100脚

(4) 特質等

入札説明書による。

(5) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」で登載され、本市内に本店を有し、かつ、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月24日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月4日（木）及び令和3年3月5日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1単位当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年3月15日（月）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和3年3月17日（水）午後2時30分

(イ) 1(1)イの物品 令和3年3月17日（水）午後2時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課

電話 048(829)1635 FAX 048(829)1989

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第264号

再生コピー用紙（A3）（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

コピー用紙（A3）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各学校及び市内保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 12, 140箱（18, 210, 000枚）

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」で登載され、本市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有し、かつ、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181
- (2) 交付期間
告示の日から令和3年2月24日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)と同じ
- (3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月4日（木）及び令和3年3月5日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年3月15日（月）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月17日（水）午後3時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課

電話 048(829)1085 FAX 048(829)1983

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第265号

Takara SARS-CoV-2 ダイレクトPCR検出キット（単価契約）について、次とおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

Takara SARS-CoV-2 ダイレクトPCR検出キット（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市健康科学研究センター保健科学課

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 96箱

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療品等」で登載され、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月8日（月）及び令和3年3月9日（火）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年3月16日（火）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月18日（木）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階第1会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課

電話 048(840)2250 FAX 048(840)2267

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第266号

活性炭（単価契約）外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア 活性炭（単価契約）
- イ アンモニア水（単価契約）
- ウ 重金属固定化剤（単価契約）
- エ 苛性ソーダ（単価契約）

(2) 納入場所

- ア 1(1)アの物品
さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター
- イ 1(1)イ及びウの物品
さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎
- ウ 1(1)エの物品
 - (ア) さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター
 - (イ) さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
 - (ウ) さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎
 - (エ) さいたま市見沼区大字上山口新田508-1 さいたま市大宮南部浄化センター
 - (オ) さいたま市桜区新開4-1-1 さいたま市クリーンセンター西堀

(3) 予定数量

- ア 1(1)アの物品 40,000kg
 - イ 1(1)イの物品 162,000kg
 - ウ 1(1)ウの物品 81,000kg
 - エ 1(1)エの物品 322,000kg
- 内訳 さいたま市西部環境センター 30,000kg
さいたま市東部環境センター 40,000kg
さいたま市クリーンセンター大崎 50,000kg
さいたま市大宮南部浄化センター 130,000kg
さいたま市クリーンセンター西堀 72,000kg

(4) 特質等

入札説明書による。

(5) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「工業薬品」で登載され、本市内に本店を有し、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 受付場所

3(1)と同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月8日（月）及び令和3年3月9日（火）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年3月16日（火）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの物品 令和3年3月18日（木）午前10時45分
- (イ) 1(1)イの物品 令和3年3月18日（木）午前11時00分
- (ウ) 1(1)ウの物品 令和3年3月18日（木）午前11時15分
- (エ) 1(1)エの物品 令和3年3月18日（木）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階第1会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市郵便入札執行要領第8条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

ア 1(1)アの物品

さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市環境局施設部西部環境センター

電話 048(623)4100 FAX 048(622)5353

イ 1(1)イ及び1(1)ウの物品

さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎

電話 048(878)0989 FAX 048(878)0959

ウ 1(1)エの物品

(ア) 7(8)アに同じ

(イ) さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター

電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

(ウ) 7(8)イに同じ

(エ) さいたま市見沼区大字上山口新田508-1 さいたま市環境局施設部大宮南部浄化セン

ター

電話 048(646)6030 FAX 048(646)6033

(オ) さいたま市桜区新開4-1-1 さいたま市環境局施設部クリーンセンター西堀

電話 048(862)5721 FAX 048(838)5811

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本件契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第270号

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」の受注希望業務「その他の福祉サービス」又は業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」若しくは「その他」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく家計改善支援事業の実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 自立支援係 電話 048(829)1846

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和3年3月2日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 受付場所

3(1)と同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和3年3月4日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月8日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル3階東会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月8日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部総務課

電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課

電話 048(829)1846 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日までに確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第271号

さいたま市生活保護等就労支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活保護等就労支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去に、人口20万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業（一般事業）の事業実績を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課

担当 自立支援係 電話 048(829)1846

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和3年3月2日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月4日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月8日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル3階東会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月8日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部総務課

電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課

電話 048(829)1846 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第257号

さいたま市立病院電子内視鏡等保守業務外34件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市立病院電子内視鏡等保守業務

イ さいたま市立病院マルチディテクターCT装置（SOMATOM Definition Flash）保守業務
ウ さいたま市立病院陽圧式人工呼吸器保守業務
エ さいたま市立病院血管造影装置保守業務
オ さいたま市立病院MR I (MR T - 2004/N4) 保守業務
カ さいたま市立病院多目的デジタルX線TVシステム保守業務
キ さいたま市立病院補助循環装置（IABP）保守業務
ク さいたま市立病院全身麻酔器（Carestation 650外）保守業務
ケ さいたま市立病院小児用人工呼吸器（ベビーログ）保守業務
コ さいたま市立病院多項目モニタ保守業務
サ さいたま市立病院全自動血糖HbA1c測定装置保守業務
シ さいたま市立病院全自動血液凝固測定装置保守業務
ス さいたま市立病院採血管準備システム保守業務
セ さいたま市立病院手術用患者監視装置保守業務
ソ さいたま市立病院三次元放射線治療計画装置保守業務
タ さいたま市立病院心臓カテール検査装置（ポリグラフ）保守業務
チ さいたま市立病院除細動器外保守業務
ツ さいたま市立病院患者監視モニタリングシステム保守業務
テ さいたま市立病院ベッドサイドモニタ等保守業務
ト さいたま市立病院搬送用人工呼吸器等保守業務
ナ さいたま市立病院核医学診断装置（SPECT-CT）等保守業務
ニ さいたま市立病院超音波診断装置保守業務
ヌ さいたま市立病院保育器等保守業務
ネ さいたま市立病院造影剤注入装置保守業務
ノ さいたま市立病院新生児用人工呼吸器（ベビーログ）保守業務
ハ さいたま市立病院全身麻酔器（KMA-1300外）保守業務
ヒ さいたま市立病院血液ガス分析装置等保守業務
フ さいたま市立病院手術支援ロボット対応手術台保守業務
ヘ さいたま市立病院結石破碎装置保守業務
ホ さいたま市立病院人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務
マ さいたま市立病院人工心肺装置保守業務
ミ さいたま市立病院小児用人工呼吸器（インファントフロー）外保守業務
ム さいたま市立病院眼科手術装置保守業務
メ さいたま市立病院長尺撮影装置等保守業務
モ さいたま市立病院一般撮影装置外保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム及びメの業務 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

イ 1(1)ソ、フ及びモの業務 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項に基づく医療機器修理業許可証を交付されており、当該保守の修理区分の認定を受けている者

イ 当該医療機器のメーカーとの間に代理店契約を締結している者

(7) 平成30年4月1日以降に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048（873）4274

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月24日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号) 第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 受付場所

3(1)と同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和3年3月3日(水) 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において競争入札に付する件名ごとの返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの業務 令和3年3月18日(木) 午前9時00分

(イ) 1(1)イの業務 令和3年3月18日(木) 午前9時05分

(ウ) 1(1)ウの業務 令和3年3月18日(木) 午前9時10分

- (イ) 1(1)エの業務 令和3年3月18日（木）午前9時15分
- (オ) 1(1)オの業務 令和3年3月18日（木）午前9時20分
- (カ) 1(1)カの業務 令和3年3月18日（木）午前9時25分
- (キ) 1(1)キの業務 令和3年3月18日（木）午前9時30分
- (ク) 1(1)クの業務 令和3年3月18日（木）午前9時35分
- (ケ) 1(1)ケの業務 令和3年3月18日（木）午前9時40分
- (コ) 1(1)コの業務 令和3年3月18日（木）午前9時45分
- (サ) 1(1)サの業務 令和3年3月18日（木）午前9時50分
- (シ) 1(1)シの業務 令和3年3月18日（木）午前9時55分
- (ス) 1(1)スの業務 令和3年3月18日（木）午前10時00分
- (セ) 1(1)セの業務 令和3年3月18日（木）午前10時05分
- (リ) 1(1)ソの業務 令和3年3月18日（木）午前10時10分
- (タ) 1(1)タの業務 令和3年3月18日（木）午前10時15分
- (チ) 1(1)チの業務 令和3年3月18日（木）午前10時20分
- (ツ) 1(1)ツの業務 令和3年3月18日（木）午前10時25分
- (テ) 1(1)テの業務 令和3年3月18日（木）午前10時30分
- (ト) 1(1)トの業務 令和3年3月18日（木）午前10時35分
- (ナ) 1(1)ナの業務 令和3年3月18日（木）午前10時40分
- (ニ) 1(1)ニの業務 令和3年3月18日（木）午前10時45分
- (ヌ) 1(1)ヌの業務 令和3年3月18日（木）午前10時50分
- (ネ) 1(1)ネの業務 令和3年3月18日（木）午前10時55分
- (ノ) 1(1)ノの業務 令和3年3月18日（木）午前11時00分
- (ハ) 1(1)ハの業務 令和3年3月18日（木）午前11時05分
- (ヒ) 1(1)ヒの業務 令和3年3月18日（木）午前11時10分
- (フ) 1(1)フの業務 令和3年3月18日（木）午前11時15分
- (ヘ) 1(1)への業務 令和3年3月18日（木）午後1時30分
- (ホ) 1(1)ホの業務 令和3年3月18日（木）午後1時35分
- (マ) 1(1)マの業務 令和3年3月18日（木）午後1時40分
- (ミ) 1(1)ミの業務 令和3年3月18日（木）午後1時45分
- (ム) 1(1)ムの業務 令和3年3月18日（木）午後1時50分
- (メ) 1(1)メの業務 令和3年3月18日（木）午後1時55分
- (モ) 1(1)モの業務 令和3年3月18日（木）午後2時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

7 入札保証金

競争入札に対する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年3月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イと同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課

電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

12 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1 3 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

1 4 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第258号

さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借外13件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借
- イ さいたま市立病院血液ガス電解質分析装置賃貸借
- ウ さいたま市立病院睡眠時無呼吸検査装置賃貸借
- エ さいたま市立病院陽圧式人工呼吸器賃貸借
- オ さいたま市立病院局所陰圧閉鎖処理装置賃貸借
- カ さいたま市立病院手術機器賃貸借
- キ さいたま市立病院産着類賃貸借
- ク さいたま市立病院人工呼吸器（NKV-330）賃貸借
- ケ さいたま市立病院在宅酸素療法酸素供給装置（新規患者分）賃貸借
- コ さいたま市立病院在宅從圧式陽圧人工呼吸器（新規患者分）賃貸借
- サ さいたま市立病院在宅超音波骨折治療器（アクセラス）賃貸借
- シ さいたま市立病院在宅パッチ式インスリンポンプ賃貸借
- ス さいたま市立病院在宅人工呼吸器スマートベンチレーター賃貸借
- セ さいたま市立病院電子複写機賃貸借

(2) 借入場所

- ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びセの賃貸借

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

イ 1(1)ケ、コ、サ、シ及びスの賃貸借

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院又は患者宅

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの賃貸借

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

イ 1(1)セの賃貸借

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の次に掲げる営業種目で登載され、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの賃貸借

「医療機器レンタル等」

イ 1(1)キの賃貸借

「寝具レンタル等」

ウ 1(1)セの賃貸借

「OA機器リース等」

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの賃貸借については、本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

(7) 平成30年4月1日以降に、国又は地方公共団体と、当該機器又は物品と種類及び規模をほぼ

同じくする賃貸借契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課

担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月24日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 受付場所

3(1)と同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和3年3月3日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 1(1)ア、イ、オ、ク、シ及びセの賃貸借

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、競争入札に付する件名ごとに次の(ア)から(ウ)の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 1(1)ア、ク及びシの賃貸借

単価（月額）で、機器1台の賃借料1月当たりの額

イ 1(1)イの賃貸借

単価（月額）で、機器1式の賃借料1月当たりの額

ウ 1(1)オの賃貸借

単価（日額）で、機器1台の賃借料1日当たりの額

エ 1(1)セの賃貸借

単価（月額）で、機器3台の賃借料1月当たりの額

イ 1(1)ウ、エ、カ、キ、ケ、コ、サ及びスの賃貸借

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前9時30分
- (イ) 1(1)イの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前9時40分
- (ウ) 1(1)ウの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前9時50分
- (エ) 1(1)エの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前10時00分
- (オ) 1(1)オの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前10時10分
- (カ) 1(1)カの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前10時20分
- (キ) 1(1)キの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前10時30分
- (ク) 1(1)クの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前10時40分
- (ケ) 1(1)ケの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前10時50分
- (コ) 1(1)コの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前11時00分
- (サ) 1(1)サの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前11時10分
- (シ) 1(1)シの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前11時20分
- (ス) 1(1)スの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前11時30分
- (セ) 1(1)セの賃貸借 令和3年3月19日（金）午前11時40分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。単価で入札を行うものについては、次のア及びイのとおり納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

ア 競争入札に付する件名ごとに見積もった金額（月額）に月数及び台数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。

イ 見積もった金額（日額）に日数及び台数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課

電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。契約金額が単価のものについては、次のア及びイのとおり納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

ア 落札者となった件名ごとに見積もった金額（月額）に月数及び台数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。

イ 見積もった金額（日額）に日数及び台数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第255号

さいたま市立病院循環器画像・動画システム保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院循環器画像・動画システム保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」又は「電算」の受注希望業務「システム保守」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の告示日から過去2年以内に、日本国内にある500床以上の病院、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体から種類及び規模をほぼ同じくする業務を2回以上受注した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室

担当 夏井 電話 048(767)7157

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月3日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院別館2階会議室1

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室

電話 048（767）7157 FAX 048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第260号

さいたま市4区役所保健センターファクシミリ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市4区役所保健センターファクシミリ賃貸借

(2) 借入場所

- ア さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所保健センター
- イ さいたま市見沼区堀崎町12-36 さいたま市見沼区役所保健センター
- ウ さいたま市南区別所7-20-1 さいたま市南区役所保健センター
- エ さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所保健センター

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載され、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

担当 管理係 電話 048(840)2205

(2) 交付期間

告示の日から令和3年3月1日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

C D - R O M

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月8日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日（金）午前10時30分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第一研修室A

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除と

する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048(840)2205 FAX 048(840)2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所保健総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第261号

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所・健康科学研究センター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）
(以下「名簿」という。)に業務「建物管理等」の等級区分がA級で、かつ、「保守点検」又は「施設運転管理」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成27年度以降、次のいずれかの施設の設備機器等の維持管理業務を元請けとして1年以上履行した実績を有する者であること。ただし、令和2年度の実績を掲げる場合においては1年以上の委託契約を締結している者であること。
なお、複合施設にあっては、当該研究施設部分又は病院施設部分が3,000m²以上あること。
ア 主たる業務として、延べ床面積3,000m²以上の生物系又は化学系の実験、検査及び研究を行う研究施設
イ 手術室を有する延べ床面積3,000m²以上の病院施設
- (5) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当施設内に契約履行開始日から配置することができる者であること。
なお、1人が2つ以上の資格を有しているかは問わない。ただし、エについては2人以上を配置すること。
ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条に規定する電気主任技術者（第3種以上）
イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条に規定するボイラ一技士（2級以上）
ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に規定する危険物取扱者（乙種第4類又は甲種）
エ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）第1条に規定する公害防止管理者（大気関係）又は埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第116条に規定する公害防止主任

者（大気関係）

(6) 当施設に設置されている中央監視装置と受託者の遠隔監視センター内の装置（以下「遠隔監視装置」という。）を相互に接続するため、次の条件を満たす者であること。

ア 中央監視装置として設置する「SAVIC-net EV (model 30: 管理点数3,000点登録)」との接続が適切に保証されている「SAVIC-net EV (model 30以上)」、「SAVIC-net 50EV」又は「SAVIC-net 80EV」のいずれかの機種を遠隔監視装置として1か所の遠隔監視センター内に2台以上配置でき、相互にバックアップを行うことが可能であること。

イ 中央監視装置と遠隔監視装置を常時接続及び監視を行い、運転停止・設定及びスケジュール変更等の一連の遠隔監視操作を行うことが可能であること。

ウ 遠隔監視センターは、受託者の自社資産及び社員で管理運営され、24時間365日の間、迅速かつ的確に対応できる体制であること。

エ 履行開始日までに、中央監視装置と支障なく接続及び監視ができる体制をとることができること。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課
担当 管理係 電話 048(840)2205

(2) 交付期間

告示の日から令和3年3月1日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

C D-R

(4) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月4日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第一研修室A

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048(840)2205 FAX 048(840)2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所保健総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第227号

さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月4日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 派遣期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の告示日において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業許可を受けている者であること。
- (5) 平成27年4月1日以降に、国又は地方公共団体と保育に関する相談や保護者対応を業務内容に含む業務委託又は労働者派遣契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課
担当 施設支援係 電話 048(829)1859

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月24日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前10時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年2月26日（金）及び令和3年3月1日（月）午前10時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。また、支払金額は、落札価格に履行した業務数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月3日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル3階東会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務数量を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月3日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課

電話 048(829)1859 FAX 048(829)2516

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第274号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却
イ さいたま市東部環境センターアルミプレス売却
ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
オ さいたま市東部環境センタースチールプレス売却
カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター
イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛リサイクルセンター
一

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載され、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をし

ている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去3年間（平成30年3月2日から令和3年3月1日まで）に他市町村で実績を有する者であること。

なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p040418.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和3年3月1日（月）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和3年2月17日（水）から令和3年3月1日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例

(平成13年さいたま市条例第2号) 第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当 高木 電話 048(829)1336

イ さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター

担当 日高 電話 048(684)3802

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和3年3月10日(水)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和3年3月12日(金)午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和3年3月12日(金)午前10時20分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和3年3月12日(金)午前10時40分
- (エ) 1(1)エの売却 令和3年3月12日(金)午前11時00分
- (オ) 1(1)オの売却 令和3年3月12日(金)午前11時20分
- (カ) 1(1)カの売却 令和3年3月12日(金)午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超える最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

ア 1(1)ア、ウ、エ及びカの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター

電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及びエの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

電話 048(829)1343 FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

6(8)イに同じ

ウ 1(1)ウ及びカの売却

6(8)アに同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第248号

さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月8日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に対する事項

- (1) 件名
さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務
- (2) 履行場所
さいたま市北区見沼2-94
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「建物総合管理」で登載され、本市内に本店を有し、かつ、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。
- (7) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の建築物清掃業又は同条同項第8号の建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

担当 管理係 電話 048(664)5915

(2) 交付期間

令和3年2月15日（月）から令和3年2月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月2日（火）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和3年3月4日（木）までにさいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年3月9日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒331-0803 さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月11日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月11日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札

イ 入札者の記名押印若しくは記載すべき事項の記載のない入札又は記入事項若しくは印影の判読できない入札

ウ 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

エ 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

オ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 金額を訂正した入札書による入札

ク 電報、電話、ファクシミリ及び持参された入札書による入札

ケ 虚偽の一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札

コ 最低制限価格に満たない入札

サ 到達期限までに到達しなかった入札書による入札

シ 7(2)及び入札説明書に規定した方法によらずに送付された入札書による入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課

電話 048(829)1376 FAX 048(829)1944

(10) 業務を担当する課

さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

電話 048(664)5915 FAX 048(651)0962

8 入札に関する注意事項

(1) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(2) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(3) その他

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

1 0 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

1 1 特記事項

本契約は、令和 3 年度歳入歳出予算が令和 3 年 3 月 31 日までにさいたま市議会で可決された場合において、令和 3 年 4 月 1 日に確定させる。

1 2 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示 252 号

さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 3 年 2 月 8 日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町 2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）
（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「その他の保守点検」又は「施設運転管理」の受注希望業務「その他の施設運転管理」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成27年度以降、1年以上の期間において、食肉卸売市場・と畜場の設備機器等の維持管理業務、かつ、汚水処理施設維持管理業務を元請けとして受託し確実に履行した実績を有する者又は本業務委託を受託し確実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当該施設内に契約履行開始日から常時配置（当該施設の業務日）することが可能な者であること。ただし、それぞれが別の資格を有している者か、あるいは1人が複数の資格を有しているかは問わない。
- ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条に規定する第二種電気工事士
- イ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条に規定するボイラー取扱技能
- ウ 労働安全衛生法第14条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能
- エ 労働安全衛生法第61条に規定するショベルローダー等運転技能

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場
担当 施設係 電話 048(644)2929

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年2月26日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月2日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年3月9日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月11日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6－4－21 ときわ会館3階第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月11日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6－4－4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課

電話 048（829）1376 FAX 048（829）1944

(10) 業務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町2－23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場

電話 048（644）2929 FAX 048（644）2927

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

9 特記事項

本契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和3年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第256号

さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で登載され、本市内に本店を有し、かつ、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。
- (7) 平成30年度以降、浦和区役所保健センターと同規模（延床面積5, 500m²以上）の施設における同業務を元請で年間契約し、完了実績を有する者であること。
- (8) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター
担当 保健指導係 電話 048(824)3971

(2) 交付期間

告示の日から令和3年2月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 受付場所

3(1)と同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和3年3月3日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和3年3月5日(金)までに、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日(金)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所保健センター5階大会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月12日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市浦和区役所健康福祉部福祉課

電話 048(829)6121 FAX 048(829)6238

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター

電話 048（824）3971 FAX 048（825）7405

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第234号

さいたま市議会公用車運転業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月5日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市議会公用車運転業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市の議長車、副議長車及びその他の議会公用車の運転業務

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「観光バス運行」、「送迎バス運行」又は「その他の運送・運行」で登載され、本市内に本店又は支社若しくは営業所等の拠点を有し、かつ、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去3年以内に、国若しくは地方公共団体の特別職用公用車又は民間企業等の役員車で運行管理業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和3年2月19日（金）まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和3年2月22日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課

担当 秘書係 電話 048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和3年2月26日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和3年3月2日（火）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟2階第4委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部総務課

電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

12 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課

電話 048(829)1748 FAX 048(829)1984

13 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

14 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

15 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和3年度予算の成立を要件とする。

16 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書課及びホームページにおいて閲覧できる。

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第235号

さいたま市議会だより配布業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月5日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市議会だより配布業務

- (2) 履行場所

さいたま市全域

- (3) 配布部数

予定数量2,528,400部（632,100部×4回）

- (4) 業務概要

仕様書のとおり

- (5) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「市報等配達・配付」で登載され、本市内に本社又は支社若しくは営業所等の拠点を有し、かつ、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 年度4回以上発行する印刷物を、その行政区域の全世帯（世帯数15万世帯以上）に配布する旨の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和3年2月19日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和3年2月22日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課

担当 広報係 電話 048(829)1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)と同じ

(2) 交付日時

令和3年2月26日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和3年3月2日（火）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、配布件数1件当たりに要する金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）午後1時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟2階第4委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

- 1 0 入札の無効
　さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
- 1 1 入札事務を担当する課
　さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部総務課
　電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984
- 1 2 業務を担当する課
　さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課
　電話 048(829)1748 FAX 048(829)1984
- 1 3 契約手続等
(1) 契約保証金
　契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
- (2) 契約書作成の要否
　要
- (3) 議決の要否
　否
- 1 4 特記事項
　本入札に係る契約の効果は、令和3年度予算の成立を要件とする。
- 1 5 その他
(1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第259号

さいたま市政活動費の使途に関する調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件名
　さいたま市政活動費の使途に関する調査業務
- (2) 履行場所
　さいたま市浦和区常盤6-4-4
- (3) 業務概要
　仕様書のとおり
- (4) 履行期間
　令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）
(以下「名簿」という。)に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「その他の検査・測定・調査」又は業務「その他」の受注希望業務「法律事務等」で登載され、本市内に本店、支店又は営業所等の拠点を有し、かつ、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去3年以内に、地方公共団体の政務活動費の調査業務を履行した実績を有する者であること。
- (7) 公認会計士、税理士又は弁護士のいずれかの者をもって業務を遂行できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市議会ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>
- (2) 交付期間
本入札の告示日から令和3年2月24日（水）まで
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間

本入札の告示日から令和3年2月25日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部総務課

担当 総務係 電話 048（829）1747

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月2日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟2階第4委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部総務課

電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この入札に係る契約の効果は、令和3年度予算の成立を要件とする。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第267号

さいたま市立浦和南高等学校A L教室システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月10日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立浦和南高等学校A L教室システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市南区辻6-5-31

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年5月1日から令和7年4月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載され、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課
担当 管理係 電話 048(829)1673

(2) 交付期間

告示の日から令和3年3月1日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月3日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

[水道局]

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公告（調達）第3号

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年2月15日

さいたま市水道事業管理者 小島正明

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①3-1 ②(1)水道メーターの購入（その8） 10, 380個（平型20mm） (2)水道メーターの購入（その9） 10, 380個（平型20mm） (3)水道メーターの購入（その10） 10, 380個（平型20mm） (4)水道メーターの購入（その11） 2, 480個（リモート式20mm） (5)水道メーターの購入（その12） 3, 620個（電子式20mm） ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年12月17日 ⑤(1)及び(4)愛知時計電機株式会社大宮営業所 営業所長 岡田博之 さいたま市大宮区大成町1-101 斎藤ビル4階 (2)東洋計器株式会社北関東支店 支店長 赤羽誠 さいたま市北区宮原町4-2-20 第3益山ビル3階 (3)柏原計器工業株式会社千葉営業所 所長 鹿島康弘 千葉県市川市末広1-2-10 (5)アズビル金門株式会社さいたま営業所 所長 石川智司 さいたま市中央区本町西4-18-1 (6)(1)23, 829, 366円 (2)23, 852, 620円 (3)23, 624, 260円 (4)22, 751, 520円 (5)23, 334, 520円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年11月2日さいたま市水道局公告（調

達) 第 18 号